12

公益信託の終了の命令(第8条の規定による信託法第165条第1項)

₩

誤

20

等」という。)の辞任の許可(第8条の規定による信託法第57条第2項(同法第70条(同法

公益信託の受託者、信託財産管理者、信託財産法人管理人又は信託管理人(以下「受託者

⇔

誤

20

₩

誤

20

公益信託の検査役の選任(第8条の規定による信託法(平成18年法律第108号)第46条第

第74条第6項において準用する場合を含む。)又は第128条第2項において準用する場合を

2項)

訓

令

目

次

ページ

秋

含む。))

毎週火・金曜日発行



秋田県訓令第四号

各 庁 地方機 中 関 般

平成十九年九月二十八日

める。

○許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令 (四・総務課)

令

訓

うに定める。 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のよ

秋田県知事 寺 田 典 城

> 許認可等事務処理日数設定規程(昭和四十年秋田県訓令第三 許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

号)の一部を次のように改正する。 第二条第二項中「第三条第一項に規定する課」の下に「及びセ

**※」を「※7※」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改** しへは信託の分割の許可(第6条」に改め、同項第三号中「第71 ンター」を加える。 め、同項第一号中「第68条」を「第2条第1項」に改め、同項第 別表信託法の項中「信託法」を「公路信託口圏スル法律」に改

10 点		9	∞	別表公売がある。
公益信託の信託財産法人管理命令(第8条の規定による信託法第74条第2項)		公益信託の保存行為等の範囲を超える行為の許可(第8条の規定による信託法第66条第4 〔(同法第74条第6項において準用する場合を含む。))	公益信託の信託財産管理命令(第8条の規定による信託法第63条第1項)	別表公益信託ニ関スル法律の項第六号中「吳託者」の次に │ において準用する場合を含む。)又は第128条第2項において準規定による信託法第58条第4項(同法第70条(同法第74条第6項 │ 以「又は新信託管理人」を加え、「第72条において準用する第49規定による信託法第58条第4項(同法第70条(同法第74条第6項 │ 以「又は新信託管理人」を加え、「第72条において準用する第49
卒		伞	谷	又は第128 同項第七号 「第72条に
無			業	3条第2:1年   第3:15日   第3:15日   第3:15日   15:15日   1
20	50	20	20	又は第128条第2項において準 同項第七号中「第段託者」の次 「第72条において準用する第49
				条第1項(同条第   第4項(同法第1   や。
				条第1項(同条第2項」や「第8条の規第4項(同法第129条第1項」以おる、
				※第1項(同条第2項」を「第8条の規定による信託法第62条第4項(同法第129条第1項」に改め、同項に次の五号を加える。

購読料金

秋田市山王四丁目一番一号

一月三千六百七十五円 (税込)

印

刷

者